

令和3年 第2回定例会

浦白町議会会議録

令和3年 6月16日 開会

令和3年 6月18日 閉会

浦白町議会

浦臼町議会第2回定例会 第1号

令和3年6月16日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 8 報告第 4号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について
- 9 議案第24号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）
- 10 議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第26号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第27号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第28号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 14 所管事務調査について（総務産業常任委員会）
- 15 議員の派遣について

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	明日見将幸君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	中田帯刀君

くらし応援課 主幹	早坂隆広君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
産業振興課長	横井正樹君
建設課長	馬狩範一君
教育委員会 事務局長	上嶋俊文君
農業委員会 代表監査委員	畑山証君 笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	三浦航君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第2回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの3日間をしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、令和3年第1回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

3月26日、令和3年第1回空知町村議会議長会定期総会を当初予定の日が猛吹雪のために延期となり、この日に総会を行いました。長沼町総合保健福祉センター内において、総会のみ出席してきました。令和3年度事業例年どおり可決したところですが、全国的にコロナ感染第4波が拡大、5月の議長、副議長研修、6月の中央要望実行運動、7月の議員研修などが中止、延期となったところでもあります。今後はコロナ感染の状況を見て行っていくということでもあります。

次に、監査委員より令和3年3月分から令和3年5月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、報告済みといたします。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですので承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和3年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第2回定例会では、議案5件、報告3件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第1回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスに関しまして、道内では3月に一たん感染者数の減少を見せられておりましたが、4月下旬から大幅な増加傾向となり、5月16日に再度緊急事態宣言が発令されました。

これを受け、町では翌17日から鶴沼公園キャンプ場を初め各施設の使用停止、また他の公共施設でも町民の利用に限定するなどの措置をとっています。

当初、31日を期限としていた宣言でありましたが、感染はおさまらず、現在は今月20日に延長されたことはご承知のとおりでございます。

一方、ワクチンに関しましては、5月11日から接種を開始し、先週末の時点で65歳以上の方々の約7割に1回目の接種が完了し、一定期間をあけて順次2回目に取りかかっているところでございます。

また、来月初めに次の段階の皆さんへの接種開始を予定しております。ワクチン接種による発熱等の副反応が町内的にも発生しており、不安を完全には払拭できませんが、コロナ禍を収束させるための現状最も有効な手段として今後とも積極的に進めまいります。

コロナ禍の中、さらに緊急事態宣言下にあって、町内外を問わずほぼすべての行事が中止、あるいは延期となっていますし、今後におきましても味覚祭りを初め町内の各種イベントも中止が決定されている状況であります。

そんな中、今月5日に浦臼小学校で、また13日には認定こども園なかよしで運動会が開催されました。時間や種目、来場者を制限しての開催となりましたが、子供たちのために思い、細心の注意を払われて開催された関係者の皆様のご努力に心から感謝を申し上げたいと思います。

以上をもちまして、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第1回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

4月6日に小中学校の入学式が行われ、小学校につきましては9名、中学校は13名の新入学児童生徒を迎え、新学期が始まっております。現在のところ順調に教育活動が行われており、昨年は中止となりました中学校の陸上記録会、小学校の運動会につきましても感染症対策を講じ、無事終了してございます。

4月15日のみどり学園入学式におきましては、2名の新入園生を迎え、本年度33名でスタートをしております。

4月23日の坂本直行氏遺品事業につきましては、札幌市宮の沢にございます1965年建築の坂本直行邸をご遺族が処分されるため高知県立坂本龍馬記念館前田学芸課長の依頼を受け、生前直行さんが使用されていた机、いす、本棚等を受け取ってまいりました。

机といすにつきましては、既に郷土史料館に展示してございますので、機会がございましたらごらんいただきたいと思います。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告を終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

少子化における今後の学校運営はと題して、教育長に質問いたします。

雪も解け、新1年生が、同級生、上級生に守られて、ともに学校に行く姿は毎年見てもうれしいものであります。

ですが、ことしは新1年生は9名と今後も新1年生の入学は10名を割るのではないかと危惧しております。

教育長の今年度執行方針の中で、重点施策として「小中学校間の乗り入れ授業を実践し義務教育の在り方を検討する」とありますが、具体的にどのようなことか教えていただきたいと思っております。

鉄道が廃止され、また大手のバス路線の廃止方針が出て、公共交通の乱れで高校生の通学も不自由になるのではないかと、また少子化の中でこども園から小中学校まで厳しい学校運営を強いられるのではないかと。

子供は親に学び、学校で教師から学び、特に大切なことは、義務教育9年間を通じ、親や先生にも言えないことでもクラスメートや先輩、後輩などを通じ、よいこと、悪いこと、言葉使いなどを学び、自分の意見や他人の意見を肯定や否定を通しながら、子供ならではの連帯感や価値観を共有することが必要な時期だと思われま

それには一定の同級生、先輩、後輩などが必要ではないでしょうか。

文科省の打ち出した小中連携一貫教育の推進についてを、浦臼町は小中一貫校を目指すのか、違う取り組みを目指すのか、将来の学校運営について、教育長はどのように考えるかお伺いしたいと思

以上です。

○ 議 長

それでは、野崎議員の質問に対して、答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

野崎議員のご質問にお答えをいたします。

乗り入れ授業とは、小1プロブレムや中1ギャップの未然防止の観点から、教師や児童生徒が学校の枠を超えて授業を行うことであり、小中間の連携強化を基本としておりますが、本町におきましては、認定こども園を含めた、園・小・中のより一層の連携強化に努めてまいりたいと思

通常時であれば、園児が小学校で給食を体験したり、小中学校の合同体力測定、中学生がこども園で園児のお世話を

次に、将来の学校運営についてであります。少子化につきましては、少子高齢化が急速に進展した結果、2008年をピークに日本の総人口が減少に転じ、人口減少時代を迎えております。

また、出生数や出生率も長期的に減少傾向が続き、今後さらに少子化が進むものと見込まれており、本町における小学校の全校児童につきましても、本年度、令和3年度は76名で、26年前の小学校統合時、平成7年度168名と比較して半数以下となっており、今後も減少していくことが予想されま

議員ご指摘のとおり、少子化の進行は学校経営にも大きな影響を及ぼすものと考えており、学級編成におきましても、現状のまま推移しますと、令和5年度には複式学級の編成を余儀なくされることとなりま

しかし、小規模校や複式学級が必ずしも悪いものとは考えておりませんが、当然、メリット、デメリットがあると認識をしており、小規模校であるがゆえのデメリットを最小限とし、小規模校であるがゆえのメリットを最大限に発揮できる教育の推進を目指してまいりま

その目指す先が、小中一貫校なのか、義務教育学校なのか、それとも別の形態なのかは結論は出ておりませんが、昨今の教育情勢にかんがみますと、何かしらの動きは必要になるものと認識をしており、検討してまいりたいと思

以上でございます。

○議 長

再質問ございませんか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

少子化の中で、今後どのような少人数教育を進めていくのか、今、これからまだまだ考えていくことだろうと思います。

やっぱり、子供が一定程度の中で思いやりや、高校、大学と多人数の中に入って、勉強していくのには、ある程度一定程度の生徒数が出て、その中から順応していく、そして高校、大学と進んでいくのがいいのかなと、そのように思っています。

コミュニティスクールなど9年間の教育はどのような型がいいのかはまだこれからということでございますけれど、6、3制がいいのか、4、3、2制がいいのか、また別な方法がいいのか、ですが、少子化で小規模が悪いとは教育長の言うとおり、そのようには思っております。

ある程度、浦臼町では早くに理解ができるまで多人数より少人数でGIGAスクールやICT教育など恵まれた環境に置いておりますが、ただ人間、人格形成には一定規模の人数が必要とされておる、そのように言われております。

小1から中3までが学年を超えて、高校、大学などの訓練になるように、ぜひ配慮をしていただきたい、そのように思っております。

それから、文科省の中では、小中一貫校の趣旨の中に、中1ギャップというのがあると言われております。

最近、恐らく学業も何か高度化してきて、なかなか昔の学業とは違うのではないかな、そのようには思っておりますけれど、一貫校の目的には少子化の進行や地域の弱体化、核家族の進行で児童生徒の人間関係が固定化しやすいと言われる。

浦臼町の子供たちにはそのようなことは見られないとは思いますが、いかがでしょうか。

小中一貫校を始めた結果の中、全国で具体的には不登校の減少や全国学力においては平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の上昇、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、教職員の生徒の理解や指導法の改善意欲などの高まりが見えると言われております。

今、大体、教育長の考えと似てはいるんですが、私どもやっぱり少子化の中において、人間形成的に、昔は私たちは先輩、それから後輩、それから同級生とつながりを持って、助けられたり、助けたりして、私たちは現在あるわけですが、学校の中で少人数でやっていると、その人間形成において、一番危惧するところなんですね。

その辺をいま一度考えていただきたいなと思っておりますけれど、それに対しての何か返答、いかがでしょうか。ちょっと難しいかな。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

それでは、ただいまのご質問に、返答になるかどうかちょっとわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思っております。

確かに、野崎議員おっしゃられたように、小規模校のメリット、デメリット、いろいろあると思います。

1年生から中学3年生まで、すべてが1学年ということで、クラスがえ等が行われない、人間関係が固定化してしまいやすいというような面もあります。

ただ、現状、例えば、浦臼小学校、中学校、各学年間で非常に学年に限らず子供たち仲よく連携をとった中で学習ができていていると考えております。

例えば、この間、前回の教育行政報告でもちょっとお話しさせていただきましたけれども、例えば小規模校のメリット、去年たまたま総合学習の授業で、小学校5年生が、空知の自分の気になる町をそれぞれがインターネットで研究したり、それから砂川市のオアシスのそらいちマーケットを訪問して、そこの店長さんにお話を聞いたり、いろいろ調べて、最終的なまとめとして、体育館で発表会をやったんですけれども、そのとき、一人一人がパソコンを操作、プレゼンのソフトを操作しながら、大画面に映して、一人一人が発表しました。

それは十二、三人の児童であるから、一人一人が発表できるんですよ。

例えば、大規模校であれば、そんな時間は絶対とれませんし、当然グループ学習でグループごとの発表に多分なるだろうと思います。

ただ、目的が違うので、グループ学習にはグループ学習のそれなりの目的やいいところがありますし、ただ一人一人が発表していくというのは、それこそ小規模校でなければ時間的な制約もあってできない、それは子供たち全員、本当に憶することなく堂々と発表できていた、そういうことが将来、中学校を卒業して高校に行っても、みんなの前でいろいろ発表できたり、発言できたり、自分を表現できたりということが、小規模校だからできないということではなくて、やっぱりそういうメリットを生かしていきたいと考えておりますし、議員が一定数の児童生徒というのがどれぐらいの規模を言っているのかわかりませんが、そのようには考えております。

小学校であると、今40人学級ですけれども、いずれ35人学級という方針も示されておりますけれども、浦臼町につきましては今小学校4年生が一番人数が多くて20人、とても子供一人一人に目が届きやすい環境にあると思います。

小学校につきましては、低学年につきましては町で加配をして教職員を配置しておりますので、より一層いろんな変化等にも目が届きやすいのかなと思っております。

それから、小中一貫校ということですがけれども、まず連携というのはもう必ず必要なことだと考えております。

ですから、例えば幼稚園から小学校、小学校から中学校、それぞれの教職員が情報を共有しながら引き継ぎをうまくするということが、例えば先ほどおっしゃられた中1ギャップを防ぐということにもつながってくるのだと思いますし、小学校のランドデザインに記載されているんですけれども、結局、よりその実態をつかまえるものとしての引き継ぎということで、その乗り入れ授業を位置づけているようなところもあります。

管内の一貫校の取り組み等を見ますと、歌志内市がことしから、小学校、中学校ではなくて義務教育学校に変わりました。

それから、雨竜町が令和2年に小中一貫校になっておりまして、これは施設一体型という形になっております。

それから、沼田町が平成30年、由仁町が令和2年に、これは施設分離型という形で一貫校になっております。

ですから、これらの先進地も既にたくさんありますので、その先進地の情報を集めて、例えば浦臼町のような小中一校一校でその一貫校になった場合にどんなメリットがあるのか、どんなデメリットがあるのか、あるいは施設一体型ということになるとかなりハードルが高いので、分離型での一貫校ということが現状では現実的かなと思いますけれども、そのことのメリット、デメリット、こんなことがあるのかというのを今後、調査、研究をしていきたいと思っております。

それから、当然、浦臼町の地域性というものもあると思いますので、現場の先生方の意見も聞きたいと思っております。

もう既に一貫校を経験している先生方も人事異動等によって転入してくるということもあると思いますので、いろいろ情報収集して、メリット、デメリットを検討しながら、よい方向に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、再々質問ございますか。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

なかなか多目的にわたるやり方ですので、どれがいいというのはないのでしょうかけれど、やはり9年間にわたるすべての学生を少子化の中で少人数の中で同窓生として、そして先輩から1年生など、教わったり、上級生に助けてもらったりという、そういう人間関係ということに特に力をぜひ入れていただいて、そして多人数である高校、大学に行ったときには、浦臼町の子供たちも憶することなく活動できるような教育をぜひお願いしたいな、そのように思って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○ 議 長

それでは、発言順位2番、牧島良和議員。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

第2回定例会に当たり、一般質問を町長に2点させていただきます。

1点目は、歯科診療の体制についてであります。

本町歯科診療所は、4月1日より公設民営、札幌市の医療法人社団天祐会が指定管理者となっているところであります。

既に、防災無線等で診療が開始されておるわけですが、平日休診等について案内がされ、休診案内がされております。

それぞれに理由があるかと考えるところで、昨年までは週2日の開院であったことから、来院者が少ないのかとも考えるところでありますが、休診の理由を町は承知をされているのか。

来院者が少ないということであれば、このことに対する対策は考えているのか、この2カ月間の来院者数は何人なのかをお伺いし、議論をしたいと思っております。

二つ目には、国道の安全対策であります。そもそも国道は町村がそこに管理監督するというものでないところでありますが、今回丁寧なお答えをいただきまして、考え方もお

聞きすることができるのかなと思います、質問を起こしているところであります。

J R の撤退により、国道 275 号線と町道交点の安全施設について、安全確保のために次について見直しが必要ではと考えるところであります。

道道晩浦線のゼブラ表示（酒本商店横）については必要がないのではないだろうか。

二つ目に、道道奈井江線、町道黄白沢線の信号の点滅、これも必要がなくなったのではないだろうか。

3 点目に、町道幅員より狭い旧踏切の改良を進めていただきたい。

また、国道と町道晩浦線について、直接 J R とのかかわりではありませんが、国道についての安全対策ということで、その町道取り付けが大変無理があり、危険と考えるところであり、改良について、いつまでに行われるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

牧島議員の一つ目の質問にお答えいたします。

まず、休診の理由ですが、急な葬儀や他店舗への診療サポートが入ったことによるものと確認しております。

次に、受診者数の実績ですが、4 月分の受診者数が 60 人、診療日数が 19 日、前年 4 月は受診者数が 122 人、診療日数が 9 日となっております。

5 月分は、受診者数が 46 人、診療日数 12 日、前年 5 月は受診者数 102 人、診療日数 7 日となっております。

本年 4 月、5 月が 1 日平均 3.4 人、昨年の 4、5 月が 1 日平均 1.4 人の受診者数となっております。

最後に、受診者数が少ないことに対する対策ですが、40 歳以上の町民が無料で歯科検診を受けられる事業を長寿福祉課で実施しているほか、チラシの全戸配布、広報による周知を実施しておりますが、受診者がふえるまでにはある程度時間がかかるものと考えております。

また、4 月実績を確認した時点で、天祐会から、正式な要望ではありませんが、受診者数がふえ、経営が安定するまでの間の経営支援を求められておりますが、町としては一定期間の実績を見た上で、改めて協議させていただきたいとお伝えしている状況でございます。

続きまして、国道の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

1 点目の道道美唄浦臼線のゼブラ表示の必要の有無でございますが、このゼブラ表示につきましては、片側 1 車線道路から交差点右折レーンに誘導する際に使われる手法でございます。

ゼブラゾーンの設置につきましては、道路管理者の北海道と道警公安委員会が交差点協議を行い決定するものでございます。現状を確認いたしました但、交通に支障はないものと考えております。

2 点目の道道奈井江浦臼線と町道黄白沢線の点滅信号についてですが、これについまし

ても道路管理者が公安委員会に信号設置申請を行い、公安委員会が設置することとなっております。

制御方法は、J R踏切の有無に関係なく交通量によって公安委員会が判断していますので、現在の町道側の交通量では赤点滅信号が適当とされているところです。

ただ、道道側の青信号右折時に町道側の信号は赤点滅となっており、この状態で直進する場合の判断の難しさは理解しているところでございます。

3点目の町道幅員より狭い旧踏切の改良を進めてはとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、踏切がなくなったにもかかわらず、通行や除雪作業にも大変苦慮しております。

J R北海道との打ち合わせでは、廃線後2年以内をめどにJ Rが遮断機等の撤去を行うこととなっており、今年度で廃線2年を経過することから、今後のJ R協議で撤去の促進を要望し、来年度から旧踏切部分の拡幅工事を計画する予定でございます。

もう1点の国道と町道晩浦線の取りつけ危険箇所解消のご質問ですが、現在、国道と晩浦線の交差点巻き込み部に50センチ程度の段差が3.5メートルの幅で生じております。

国道の追い越し車線工事時に取りつけ施工されている箇所でございます。

昨年秋に発注者である札幌開発建設部滝川道路事務所と修繕打ち合わせを行い、令和3年度に施工するとの回答を得ていたところでございます。

また、先日も同事務所に再確認したところ、ことし秋までには施工すことで確認しておりますが、現状の変化を監視しつつ早期の着工を要望したいと考えております。

以上です。

○議 長

それでは、1点目の再質問ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

先般、くらし応援課の方から、浦臼町歯科診療所の管理に関する基本協定、これを条文の写しをいただいたところであります。

私も先日、歯の調整に行ってきました。今度18日に今言う40歳以上の検診、これを予約してきました。町がせっかくこうした形で支援施策をつくる、タイムリーといいますか、大事にしていく、指定管理者として、そういう視点が見てとれると思っているところであります。

私は、昨年そういう中でしたから、今ご報告いただいたように、二月平均で3.4人、昨年は14人でしたよと。

お金の計算はわかりませんが、それら人数の変化が点数の積み上げ、ひいては経営全体に影響するものと思っています。

考えるところ、昨年が週2回ということであって、今答弁いただいた内容から言いますと、私も経営そもそもがやっぱり軌道に乗せるまでには相当時間がかかるだろうと。

ご答弁いただいたように、今初めて文章として経営支援が求められているということですから、具体的でないまでも、この3カ月、半年、そのところの実態をやっぱり正しく見ていく必要があるだろう。

せっかくお越しいただいた天祐会ですから、町もそのところをやっぱり内容をしっか

りととらえながら、大事に指定管理の管理者として業務をしていただきたいと、そういう思いで私もいます。

それで、先般、月曜日のお休みというのが2回ほど続いて、私も天祐会、相当ネットを見ますと、お店を持っていらっしゃるということで、それように忙しいのだろうなど。

しからば、そういう実態の中で、昨年までは週2回であれば経営の中身を見聞きしながら、そこを月曜日、週初めは札幌市でお仕事をさせていただいて、火曜日、水曜日とか、そういうところでうちの営業をしてもらおうと、そういうことも議論として大事になってくるのではないのかな。

それから、この基本協定の中でも業務計画というのが出されていて、応援課の方でお話聞いたときには、昨年までの実態も数字も示しながら、今回の計画ということですから、その中身を見ながら、天祐会の方も腰を入れて形づくった計画書だろうと思うんですね。

そこで、今改めてお聞きしたいと思うのは、その計画で1日何人予定していたのだろう、それが基本に管理者の経営として今後の指標というか、作り方がやっぱりあるんだろうなと思うので、どのくらいの人数を予定されていたのだろうか、それに今の実態が合わないとなれば、もう一つ10章のところでは情報交換や業務の調整に図るため、連絡調整会議を開催すると、こうなっていますから、定期的でないまでも、今はちょっとお答え、文書の中ではまだ何も言われてはいないがとあるんだけど、言われていないからそのままではなくて、やっぱりその日数を今お聞きしたわけですから、このその他のところにあるそういう情報を交換する場所を正式に会議として持って、お互いに意見交換をしながら、より持続的にしっかり5年間務めていただける、そういう管理者であってほしいなと、そう思うわけです。

したがって、今改めてこの部分でお聞きしたいのは、計画としている1日どのくらいの人数を予定していたんだろうか、それから考え方として、週全日でないまでも、そういう組み立ても含めて、町はお互いに協議しながら、形づくっていくと、そういう努力があつて、長くいてくれるのではないだろうか、と思うものですから、2点についてお尋ねをいたします。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご迷惑、ご心配をおかけしまして、大変申しわけありません。

今申し上げましたけれど、支援の要請を受けているところではありますけれど、まだ正式な形ではなくて、事務担当者段階での要請であり、数字も示されているところはありますけれど、本当に概算といいますか、まだ正式な形での数字にもなっておりませんので、近々、早ければ今月中にでもお話し合いの機会を設けさせていただいて、まだ私が出ていくという段階ではありませんけれど、まず準備の方を固めた上で、正式な形で話し合いに進んでいきたいと考えておりますので、一応慎重に進めさせていただこうと考えております。

○議 長

中田課長。

○暮らし応援課長（中田帯刀君）

計画時の1日の患者の人数ですけれども、15名だったと記憶しております。
以上でございます。

○議長

それでは、再々質問ございませんか。
牧島議員。

○7番（牧島良和君）

いいです。

○議長

それでは、2点目の再質問ありませんか。
牧島議員。

○7番（牧島良和君）

胸襟を開いて、やっぱりお互いに意見交換をしながら、ぜひ語り尽くしていただきたいものだと思います。

2点目、お尋ねをいたします。

国道の安全対策、前段申し上げたように、国が管理し、道路現業所等々、それから安全協会等の範疇であることは十分理解しながら、私どもも日常、国道を通過して用事を足す立場からすれば、やっぱり今回のJR撤退による限られた部分の改善が必要ではないかなと、そう思っていたところであります。

基本的には、そういう中で丁寧にお答えをいただいているわけです。

私ども、町長の年間のことしの施政方針の中で住民対応の推進というところで載せています。

2年目に入りながら、このコロナ禍の中で直接町民の声を聞くという点では、やっぱりどうしても限られると思いますし、私どもそれぞれの議員もそうですが、なかなかマスク越しにとは言いながら、以前の町民との踏み込みようという点ではどうしても制限されているわけです。

今回、町長がそういう住民対話との形を何とかつくり上げていきたいと、そこに思いをしっかりと受けとめながら、半面教師で私たちもそういう立場でやっぱり町民と接していくことが大事だと。

そういう中で、このJRの問題、それから前段の歯科の問題も私ども話している中で出てきた問題で、議会の議論の項目として、大所高所に立ってという、そういう大きなところからすれば、少し重要な課題ではあるけれども、そういうところではないかなと思ったりはしますけれども、でもその一つ一つがやっぱり大事なことだと思うので、今回の質問を起こしたということになります。

それで、今お答えをいただいたところなんですけど、例えばわかりやすく酒本商店のところのゼブラ表示、これ札幌から来ると、ゼブラ表示が半分切れて、道道美唄の方、茶志内町に向かう部分がゼブラ表示が後続車にぶつかり込まないようにえぐり込まれて、中央に寄るようにできているんですね。

それで、僕はワークセンターの方へ行くときに、昔、やっぱり踏切までの距離がないから、例えば踏切にとまるときに2台並んだら、後ろに国道がある。だから危険。

だから、あのゼブラ表示が生きてくると、そういう認識で僕もいたんですよ。

ところが、今踏切がなくなって、そして真っすぐずっと抜けれるわけです。かなり長い車も含めて2台並んでも抜けれるわけですよ。

そういうときに、札幌市からはそういう待避しながら後続車はすり抜けて行ける幅があると。

浦臼町の方からワークセンターに行くときに、あそこにゼブラ表示のところがあって、いわゆる通行をお答えいただくように、安全対策だとしながらも、後ろから後続車が来たら、ゼブラ表示でないところで対向車を待っていて右折しなければならないですよ。

でいえば、反対側と同じように、ゼブラ表示があそこに中央分離帯の中央側に削り込んで、ゼブラ表示でなくてもいいのではないかと、そう思ったものだから、あのゼブラ表示は要らないのではないですかという私の考えなんですよ。

それを受けながら、町は関係する機関にどう進言するかというか、協会も含めて議論する、そういうところになるのか。

だから、僕はやっぱり安全対策優先であれば、やっぱりあそこは今のゼブラ表示は少しカットして、中央に車は寄って、札幌方面へすり抜ける車が通行しやすくすると、これが僕はより安全だと思うし、ワークセンターに通われている皆さん方もそういう表示の方が通行しやすいと思うわけです。

それから、黄白沢線との関係では、これもやっぱりあそこにJRの踏切があって、国道までの距離がないから、黄白沢線から来るときに、こっち側には大型車は通れないようになっているんですね。

4トンだったか、長さか重さで表示してあったと思います。町道の規制がかかっているんですね。

今踏切がなくなったから、信号でもって出て行けばいいわけですから、そのところで点滅というのが黄色であれ、赤であれ、あえて必要なかと私は思うんですね。

ですから、そういう意味で二つの箇所について、気づかないところでもっとほかにもあるのかもしれないけれども、それがやっぱり今の現況の中では改善してほしいなと私は思っているところ。

前段お答えいただいたように、各関係機関があるわけですから、そういう中でのこととしてとらえていただいて、改善されるのであれば、大変ありがたいと。

それから、3点目については、従前、何カ所か道の拡幅は改良されました。ライスターミナルのところも町道改修とあわせて大きく改善をされました。

しかし、町道と旧JRとの交点でいえばまだまだ狭いと。

それから、言われるように、遮断機等もそのまま設置してありますから、除雪、あるいは我々農業者でいうと大型機械が通るから、やっぱりその通行の上で大変苦勞するという現実があるわけですね。

お答えいただいたように、2年の後の考え方で、あれこれ議論されるのかなと思ってお答えですので、そういうところでのことと狭い幅についての改良については受けとめます。

ですから、1点目については二つ、再度考えてお答えをいただきたいなと思います。

それから、国道と晩浦線が言われる2車線化の段階でつくられた町道との接点でありま

すが、現況は今草刈りのためとお答えを前段お話を担当の人としたときに、今草刈りがあるからというお話をしていましたが、従前ずっとあそこのポールを設置して、安全確保に努められた方がいいなど。

それで、早い改良、改修を求めているところで、私も昨年建設課の方にお話しをして、それで受けていただいた上でのことし今後の改良策が今お答えをいただいた内容になっていると思うので、ここについても地元の人を含めて、大変左折しにくい道路だったわけで、本当に空に飛び込むような感じで運転しなければならない場所でありますので、そういう改良、改善にお答えをいただいたと。

したがって、引き続きポールは設置し、安全確保に努めていただきたいと思います。

私、この問題を議論し、それから町長が住民対話という点で町民の声を少しでも聞こうとするところに私どもも町民との接点でいえば同じ位置に立っていて、乗り合いバスの問題もタクシーの問題も、それからこのJRの跡地利用の問題についてもやっぱり町民と会えば、どうするかという話が出てきているわけです。

委員会では、バスについて今後議論をすることにしてはいる日程になってはいますし、町民もJRの跡地利用でいえば、もう町所有にして、財産としてとりあえず持っているのも一つの道筋ではないのかと、一定の後々の費用がかからないようにしながら、後の社会のために投資して、町が持つという声もあります。

私自身も、その一つ一つにまだ整理がつかないから、今回の質問は二つの大きな項目とJR踏切にかかわる国道の安全対策についてお聞きをしたところであります。

少し余計な部分も言いましたけれども、町民の声を聞きながら、町長も住民対話の時間が早く来るようになることを期待しながら、今お聞きした分についてのご答弁をいただきたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

答弁の前に1点だけ確認させていただきたいと思いますが、ゼブラ表示の件は、私たちの回答では道道側、美唄市から浦臼町に抜ける際の275号線への接続部分のゼブラゾーンを想定して回答したところですが、今の議員のお話では、国道のゼブラゾーンということでしょうか。

すいません、ちょっと少し勘違いしておりましたので、答弁がちょっと答弁になって。

○ 7 番（牧島良和君）

国道にあるゼブラゾーン、JRの踏切が無くなったことによってということ。

○ 町長（川畑智昭君）

私たちも担当と話している中で、どちらかという道道より国道側の方がという話もしながら、この答弁をつくったところがありますので、確かに違和感を持って。

○ 7 番（牧島良和君）

道道側はゼブラ表示が途中でカットされて中央に寄って、国道と出会う。

○ 町長（川畑智昭君）

そうですね、改修のときに3車線分の幅をとって、センターに右折レーンをつくってお

りますので、あれはあれで問題ないかという答弁だったんですけれど、国道側につきましても実際に私たちも走っておりますから、違和感を感じているところもありますので、この点につきましては所管する官庁とちょっと協議をさせていただきたいと思います。

2点目もそうなんですけれど、これも踏切も確かに根拠の一つだったのかもしれないですけれど、あくまでも交通量の差という部分がやっぱり第一に根拠としてああいう設定にされていると確認しているところなんですけれど、現実問題、私もあそこをたまには使うんですけれど、赤信号点滅ですと、直進する場合に相手方がなかなか左折しないといいますが、右折しなくて、お互い譲り合っているような時間がどうしてもできているのは確認しておりますので、もし可能ならば、通常の青、黄色、赤の点灯になっていただければ、そういう問題も解消されるとは思っておりますので、この点につきましても所管官庁と話をさせていただきたいと思います。

後半の2点につきましては、お答えしたとおり、踏切につきましては来年度から計画的に進めさせていただきたいと思っておりますし、4点目につきましては既に道路事務所から回答いただいておりますので、その進捗を見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありませんか。

○7番（牧島良和君）

ありません。

○議 長

ただいまから、休憩をとりたいと思っております。

再開時間を11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議 長

それでは、全員そろっておりますので、休憩を閉じ会議を再開いたします。

議場が少し暑いので、上着脱いでも構わないと思っております。よろしく願いいたします。

発言順位3番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、第2回定例会におきまして、町長に2点、教育長に1点、質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、コロナ禍での健康管理についてであります。

世界じゅうで蔓延しているコロナ感染症ですが、日本でも同様に感染が下げどまりで、医療を逼迫している状況であります。

幸い町内では発生が認められていませんが、感染と隣り合わせな状況と思っております。

不要不急の行動や自宅での長時間での生活、リモート業務など、今までとは違った生活様式になった考えられております。

コロナ感染症予防意識による体調の変化にも影響が出ていると言われております。

コロナ太りなどという現象もある中で、町民に対して今後の取り組みとしてウイズコロナはワクチンを接種した後も続くと思われまますので、生活習慣の中にコロナに負けない健康管理支援、推進をこまめに啓発してはと思っておりますが、いかがでしょうか。

続きまして、デジタル社会と高齢者についてであります。

デジタル社会と言われる世の中になり、若い世代は高機能携帯、タブレット、パソコンなどの普及によりなれてきていると思っておりますが、一方で高齢者はなかなかついていけない、使いこなせていない状況ではないかと考えております。

町として、現在のデジタル社会における高齢者の置かれている立場をどのように把握しているのかお伺いをいたしたいと思っております。

続きまして、教育長に質問させていただきます。学校給食の現状ということであります。

奈井江、浦臼学校給食組合が解散し、砂川市に委託が始まって以来、もう少しで1年がたとうとしておりますが、現在の砂川市からの給食車の配送状況、給食献立の子供たちの反応をどうとらえているかお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

それでは、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

保健センターでは、コロナ禍においても感染症対策を講じながら、町民の健康管理支援事業を継続しております。

昨年夏と秋のがん検診や特定健診・後期高齢者健診は、会場のレイアウトや人の流れを工夫し実施いたしました。

受けた後に指導が必要な町民に対しては、家庭訪問や保健センターに来所していただくことにより、生活指導や栄養指導をしています。

また、高齢者のフレイル予防としての貯筋教室は、参加者が密にならないよう会場を活性化センターに移し、また参加者にとっての参加の機会を減らさないよう開催回数を増加し、対応しているところです。

町広報では、時期や事業に合わせた記事を計画的に掲載しており、7月号には食事に関する記事を掲載予定となっております。

また、現在、コロナに負けない体づくりに関する内容の記事を町民に向け発信する準備を進めているところでございます。

ワクチン接種後の生活様式等の予測が難しいところですが、町民の健康を守るため、適切な感染拡大防止対策を講じながら、今後も事業展開していきたいと考えております。

続きまして、高齢者の生活に関する困りごとに関しては、地域包括支援センターが、各事業、家庭訪問、相談や3年に1度実施される空知中部広域連合のアンケート調査により把握しております。

生活に支障がある場合は、個別に地域包括支援センター保健師や担当ケアマネージャーが中心となり、支援計画と支援方法を提案し、介護サービスや生活支援事業等に結びつけ

ております。

これらは電子機器の取り扱いに特化したものではありませんが、平時からさまざまな方面に関する高齢者の声を取りこぼさないよう取り組んでいるところでございます。

高齢者でも電子機器の操作にたけている方もいらっしゃいますが、多くは不なれなことが予測されますことから、高齢者に配慮し必要な情報は広報やチラシなどの紙ベースで読みやすい字体と大きさを心がけて作成し、発出しております。

また、今年度予定している光回線の開通に合わせて、希望する方にはタブレットの操作方法などの教室を開催することも検討しております。

それまでは顔の見える関係性の中で、高齢者の困りごとを軽減解消していく考えでございます。

以上です。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

学校給食の現状についてでございますが、昨年8月より砂川市から給食の提供を受けており、配送につきましては奈井江町と共同で行っており、現状、特に不具合は発生しておりません。

また、子供たちの反応につきましては、砂川市やこれまでの奈井江町といった相手の立場もあることでございますので、評価等のついでにの明言は避けさせていただきますが、子供たちや学校職員からの悪い評判はないものと認識をしております。

以上でございます。

○ 議 長

それでは、1点目の再質問ありませんか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

スペイン風邪が出てから、それが変異してきて、最終的に今の風邪のインフルエンザのA型B型になったと言われております。

これの今治療薬がありますが、これが完成するまでに80年かかったと言われております。

コロナの部分がこれは治療薬がいつできるか。今の医療技術では相当短時間でできるのだと思いますが、その中で過去のいろいろな部分の中で、やっぱり健康という人間の体づくりというのが大きく変わってきたと思っております。

結局、ウイルスが変化をしていく体づくりになってはいけないという部分があるんだろうと。

最近、ベトナムではハイブリット型の変異ウイルスが出たという部分で、これはそこでとまってくれないと困るなど、それぐらい今のウイルスが変異をすごく続けているということを考えていくと、人間自体を変えていかなければ恐らくならないだろうと考えています。

ここで、やはり人間が今いろんな食生活やらを含めたいろんな運動だとか、そういった部分を今度日常の生活習慣というものを含めながら、こういうものに対抗できるような体

づくりを恐らく変えていかななくてはならないのだらうと考えます。

こうしていかないと、いつまでたってもいろんなウイルスだとかそういったものに打ち勝つことができなくなっていくのではないかなという気もしていますので、この辺は、ここに答弁にありますように、啓発の準備、それから事業展開なんですけど、すごく1回ではなくて継続的にやっていってほしいと思うんですが、あとは大きな問題は年代別にやっぱりその辺もある程度こういったコロナという部分がある部分を含めて、これを機ですので、年代別も含めながら、いろんな食生活やら運動やらそういったもの、それとか食種なども含めてこういうものとか、そういった部分をやっぱり一生懸命考えていただいて、独自にうちの町はこういうことをやっていますよということをつくっていただきたいなと思っていますが、できる限り広報も含めて、こまめに何回にも分けてやっていただけないかなと思っていますが、その辺、ちょっとお伺いいたしたいと思っています。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

ちょっと明確な答弁が難しいところがあるんですけど、現状は本当に今発生しているコロナにどう対応していくかということで、担当職員も手いっぱいなところがございまして、その中でできる範囲で広報等で周知を図っているところでございます。

議員おっしゃるように、今後どのような形になっていくのか、本当に変異が進んで、際限のないような状態が今後続いていくのか、今の段階ではちょっとまだわからないところはあります。

そうなると、当然、世界的な規模でどう対応していくかという方針といいますか、考え方がいずれはでき上がってくるのかと思いますし、当然それに対応して、国、道、各市町村がどのような町民対応、市民対応をしていくのかというのが本当にこれから示される部分ではないかと思います。

当然、町としては、住民対応をしていくことを心がけていかなければなりませんけれど、詳細な部分につきましては今後まだアフターコロナという言葉はありますけれど、まだ固まったものはないと判断しておりますし、今後そういうおさまった段階でそれ以前からかもしれないけれども、示される形になっていくのかなと思っていますので、心構えだけは準備しておきたいと考えております。

○ 議 長

再々質問ございませんか。

それでは、2点目の再質問ありませんか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

何日前に、札幌市で集団接種の予約を受け付けしましたね。あのときはたしかすべてインターネット予約だけという状況だったそうです。

予約数を確保した部分については埋まらなかったそうですね。

原因はというと、やはりインターネットができない。最終的に札幌市も急遽電話予約に切りかえたという現実が実際にあります。

このことが結局何かというと、やはり今の高齢者が打つという段階で、その中であの札幌市という都会の中で恐らく高齢者でもかなりデジタルにはなれているだろうと思っるところでもそういうことが起きるといふ部分で、今の高齢者の方がITを含めたデジタルといった部分でなかなか、はなからもうだめだと思ひ込む人もいたり、難しいという部分もあってみたり、私たまに相談されるのですが、マイナンバーカードでクレジットカードを登録すると5,000ポイントになりますよね。あれ携帯でインターネットでやらなくてははいけないんですね。

マイナンバーカードを結構持っているお年寄りが結構いるんですね。

あれをやり方がわからないと言うんです。登録して5,000ポイントを何とか物にしたいんだけどできないという、結局そういう状況というのがやっぱり起きていっているということを考えると、なかなかお年寄りさんがそういうところで取りつき方がにくいという部分があって、その部分をどうするかということなんでしょうけれど、ただなかなか今の時代でうちの町も、では教室を開きます、何かしますと言っても、恐らく無理ではないかなと。

無理くり高齢者に、ここはこうですよ、パソコンはこうやって動かすんですよと教えても、恐らくなかなか難しいのではないかなという部分がありますので、であればどうするかということを含めて、これからも将来的に高齢者の方、多分恐らく今年代的に考えると、私らの年代だとある程度何とかなる部分の人がいるかなと。

多分、昭和30年生まれ以前の人がある程度、対象の方々がなかなかデジタル社会という部分では難しい人が多いのかなという部分も、ちょっと言い方があれかもしれませんが、そういった部分をちょっと考えながら、まだまだそういう年代の方、団塊の世代の方はこれからまだまだふえますので、そういった方々に対してはこうしていこうというのをつくっていかなくてははいけないだろうと考えていますので、その辺どうでしょう。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員がおっしゃったことがすべてだと思っております。

やはり、ある程度の年齢、70歳でもかなり使っている方を知っておりますけれど、70歳以上の方につきましてはかなりハードルが高いのだろうなという気です。

私たちももう60歳ぐらいにはなりますけれど、二、三十年前からパソコンからスタートで、そういうデジタルのものに徐々にですけど携わってきて、今の年齢になっているところですので、やはり素地といいますか、少しずつですけど、今があるのかなという。

今後もどんどんデジタル化は進んでいくのでしようけれど、それらにある程度は対応していけるのかなというつもりではありますけれど、やはり今80代の方ですとかにパソコン等、スマホですか、今でしたら、を持っていただいても、なかなか使い切るといふか、操作し切るといふのはかなり難しいことになるのではないかと考えています。

ですから、このデジタル化の恩恵をどのように高齢者の方に持ってもらおうかということになりますと、使うという操作ではなくて、自然に、よくあるのが高齢者の方の見守りなどを今でも制度といふか仕組みとしてはあるんですけど、操作という形ではなくて、別

な形でのメリットが受けられるようなことが考えられないかと、これは前回の議会でも柴田議員の方からもお話があったところでございますけれど、本当に直接操作するというのはなかなか難しいのかなという考えがありますので、意識しないでメリットを受けられるようなものが今後よりデジタル化が進んだ中で簡便に経費もそれほどかからずに利活用できるようなことになっていけば活用を考えていきたいと考えます。

○議 長

再々質問ありませんか。

それでは、3点目の再質問ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

教育長に質問したんですが、質問も短ければ答弁もやっぱり短くなるのかなと。

ただ、私は今回のあれに書いた、今までの学校給食と比較せいと言っているわけではなくて、今の現状として子供たちが今の給食という部分に対してどう受けているか。

例えば、献立はこんなことがあったよとか、こんな工夫がされているよとか、それからアレルギーという問題に対しては、今砂川市でもそうでしょうけれども、こういう取り組みをしていますよというのが今の学校給食の中で子供たちにちゃんと配慮されているんだよという部分がわかれば、私はいいんですけれども、その辺をちょっと詳しく、比較するのではなくて、詳しくこうしていますというのがわかれば、ちょっと教えて教えていただきたい。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

詳細については、ちょっと把握していない部分もありますけれども、アレルギーにつきましては給食センター、砂川市の方から調査依頼がありまして、それに対する報告をさせていただいております。

それから、メニューに関しましても、いろいろ米飯があったりパンがあったり、めん類があったり、それから恐らくバリエーションはふえているのかなと感じておりますし、工夫はされているものと考えております。

それから、砂川市にお願いするに当たって、いろいろお話を聞いた中でも、今の砂川市の栄養教諭の方につきましては、献立についてやっぱりいろいろ苦勞をされて、前の栄養教諭からメニューを聞いたり、いろいろ工夫をされて現在に至っているという状況があります。

結果、いい状況になっていると認識はしております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

子供たちから、こういうものを食べたいなというような、そういったものの部分は何か

とったりなどしているのでしょうか。

○議長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

子供たちから直接というのはありませんけれども、砂川市の給食組合で、年2回運営委員会というのを開催しておりまして、浦臼町からも校長、小中どちらか1名、それから教頭、小中どちらか1名、それから女性のPTA、それから教育委員会の事務局職員が出席しておりますので、その会議から、学校側、あるいはPTAの方から意見は聴取する機会はあると認識をしております。

以上でございます。

○議長

次に、発言順位4番、東藤晃義議員。

東藤議員。

○4番（東藤晃義君）

第2回の定例会に町長に1点、質問させていただきます。

危ない空き家について、今後どのような考えがあるのかということで、今までに空き家問題は何回となく出てきましたけれども、今回、夏場はそうでもないんですけども、冬場において危ない場所があるんですけども、屋根雪が落ちる場所がありまして、ちょうどそこにバス停があるんですけども、屋根雪が落ちたら困るということで、バリケードを張って通行どめになるんです。歩道ですけども。

利用者は車道に出てバス停まで行って、町としても所有者と幾度となく話しているようですが、まだ解決が見えてきません。

滝川道路事務所との話し合いはどのようになっているか、また所有者にどのような要望をしているのか、わかる範囲でいいですから教えてください。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

東藤議員のご質問にお答えいたします。

空き家対策につきましては、不適正な管理の空き家に対しまして、その所有者に対し、浦臼町空き家等の適正管理に関する条例第6条の規定により、文書及び電話で適正な管理に努めてもらうようお願いしているところであります。

議員ご指摘のありました建物につきましては、降雪期になりますと屋根からの落雪が歩道に落ちることは確認しております。

歩道を管理している滝川道路事務所とは、除雪作業が開始される前に、屋根からの落雪があった場合には、歩行者が通行できるよう建物前の除雪も実施していただくようお願いしているところであります。

また、屋根雪の堆積状況により落雪する危険がある場合は、歩行者への注意喚起を促す看板の設置をお願いし、落雪に対する措置を講じていただいております。

建物の所有者には、屋根雪の堆積状況を確認し、適正な管理がなされていないと判断し

たときには、屋根の雪おろしとおろした雪の排雪を行うようお願いしているところであり
ます。

行政としてもできる範囲は限られているところですが、今後も所有者とは粘り強く交渉
を続けて、適正な管理に努めていただくようお願いしてまいります。

○ 議 長

それでは、再質問ありませんか。

東藤議員。

○ 4 番（東藤晃義君）

今答弁いただきましたけれど、相手がいる家で、住んではないんですけれども、なか
なか難しいことをお聞きしました。

建物自体がかなり道路用地に入って建っている、かなり昔からあるのではないかなと思
うんですけれども、ただ町内会全員の人がそれを利用するわけではないんですけれども、
団地に住んでいる方などは、職場、ゆうあいの郷、あそこへ行く方もそこを通らなければ
いけない。

除雪、歩道をしてくれるんですけれど、もう6時に来たり7時に来たり、ひどいときに
は9時ごろ除雪する泰進建設さんですか、だから歩道をそのままというときもあります。

ただ、今まで何もなかったというのが不思議なぐらい、利用者も極めて少ないですけれ
ども、空き家を全部壊せと言ったって、それはまた大変なことであると思うので、今後町
としても雪どめというんだらうか、落ちないようにする、それをつけて安全、開発の人に
言った、相手の人にも言ったといっても、ずっともう何年も前からこの話が来ているん
ですけれども、一向に解決とか何もならないけれども、一番近くの人が自分の除雪機で手い
っぱい玄関の方へ寄って、屋根より離れて歩道をはねてくれているみたいですがけれど
も、何か手を打たないことには、ただ連絡しました、滝川市の道路事務所に言いましたとい
っても、来年たっても、再来年たっても同じことになると思うんですけれども、ここに法律
の問題書いてあるけれど、第6条の規定によるとあるんですけれども、もし事故になら
ないように今後考えてほしいなと思っております。

以上です。

○ 議 長

いいですか。答弁お願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

私も十数年前に庶務係にいて、そのときも同じような状況にありまして、それ以来ずっ
と同じ状況になっていますけれど、今東藤議員おっしゃられたように、雪どめの措置をま
ずしたらどうかということで内部的には話し合っているところですが、どうしても絶
対的には所有者の方の責任ということになりますので、実際はご主人というか奥さんとお
話をさせていただいているんですけれど、所有自体はお母さんということにもなっており
まして、なかなか解体はしたいと、ただ金額的な問題、さらに少し法律的なところもある
と聞いておりますけれど、解体も簡単ではないのだという話をされているとは聞いており
ます。

ただ、どんな事情があっても、危険であることには変わりませんので、最終的には町が

何らかの形でという可能性も当然最終的な判断にはあるんですけど、あくまでも基本は本人様の対応ということで考えておりますので、粘り強く話をさせていただいて、仮に町が手を出すようなことがあっても、それを担保するようなお話をいただきたいとは当然考えておりますので、今後とも粘り強く話は続けさせていただきたいと思っております。

○ 議 長

再々質問ありませんか。

東藤議員。

○ 4 番（東藤晃義君）

では、よろしくお願ひします。

終わります。

○ 議 長

それでは、発言順位 5 番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

令和 3 年第 2 回定例会におきまして、町長に 2 点の質問と教育長に 1 点の質問をいたします。

まず、1 点目であります。新型コロナウイルスのワクチン接種計画の情報提供を。

国内のコロナ感染拡大がおさまらない状況であります。

特に北海道や沖縄県では医療体制の逼迫も深刻で、自宅待機者の死亡や子供の感染が伝えられるなど、道民は緊張感を抱きながら感染予防対策に気をつけた生活を強いられています。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、国民の多くが開催に否定的な東京五輪大会、北海道でもマラソン、競歩、サッカーの予選も行われます。

世界各国の選手や大会関係者が集まるとなると、感染力が強いとされる変異株の拡大を心配して、多くの方が早くワクチンを打ちたい気持ちが強まることは理解できます。

浦臼町で順調にワクチン接種が進んでいることは周到に準備を進めてきた結果であり、評価できます。

国は接種を加速させるために基礎疾患のある人と疾患のない人の接種を並行して進めるとしたり、職場や大学での職域接種を進めるなど方針の変更がたび重なり、自治体は振り回されていると思っております。

浦臼町でのワクチン接種の現状と今後の見通しについて伺います。

- 1、現在のワクチン接種の進捗状況はいかがでしょうか。
- 2、かかりつけ医による個別接種という体制は今後も変わらないのでしょうか。
- 3、ワクチン接種後の副反応（発熱など）これの対処方法を指導していただきたい。
- 4、今後の接種計画の情報を町民に公開してほしい。
- 5、希望する全町民が接種を完了する時期の見通しはいかがでしょうか。

2 点目であります。長引くコロナ禍による心の不調。

私たちは、新型コロナウイルスとの闘いが始まってから 1 年以上が経過しています。

その間、会いたい人に会えなくなったり、旅行や外食、コンサートに出かけるのを控えたり、飛沫を飛ばすカラオケを我慢し、黙食やマスク会食など制約の多い生活の中でスト

レスを発散する機会が失われて久しくあります。

コロナ禍での高齢者の抑うつや機能低下を心配していましたが、このような生活が長く続くことで、もはや全世代で心のバランスを崩す人が多く見られているのではないのでしょうか。

1、全町民に向けて、心の健康状態をチェックする調査を実施してはいかがでしょうか。

2、調子が悪いと周囲に相談できる場が複数あって、保健師につながるような仕組みづくりをお願いしたい。

次に、教育長に質問をいたします。

コロナ禍における子供の心のケアについて。

子供の体調の変化はわかりづらいといいます。

周囲の大人がS O Sのサインを見逃さないようコロナ禍における子供の心のケアについて、親に向けての保健指導をしてはいかがでしょうか。

以上です。

○議 長

それでは、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員の質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本町では4月に新たに着任された仲泊医師を初めとする浦臼町立診療所職員の方々に多大なご協力をいただき、順調にワクチン接種を進めているところです。

まず、1点目のワクチン接種の進捗状況でございますが、接種券を配布した高齢者809名に対し、町立診療所において65歳以上の高齢者に対する接種を5月11日から開始し、6月11日現在で588名、72.7%が1回目を終了、421名、52.0%が2回目を終了しております。

2点目、かかりつけ医による個別接種という基本方針は、今後、国や北海道からの指示がない限り変更する予定はありませんが、現在、かかりつけ医に接種の承諾を受け、町立診療所で接種を受けられている方は非常に多く、半数以上にのぼっている状況です。

この状況をかんがみ、町外のかかりつけ医で受けることが難しい場合は、今後も町立診療所で受けることができる体制を維持してまいります。

3点目、副反応の対処方法の指導ですが、現在、町立診療所で接種された方には30分の経過観察時間にお読みいただく「接種後の注意点」をお渡ししています。

痛みやはれに対して注射部位を冷やし二、三日様子を見ても症状が軽くない場合は、町立診療所に相談するように記載しております。

それ以外の対応方法については、個人により疾患や治療内容がさまざま、対応方法が変わりますので、個別にご相談いただきたいと思いますと考えております。

4点目、今後の接種計画の公開につきましては、今後ホームページや広報にて行う予定でございます。

5点目、接種完了時期の見通しですが、当初の接種計画上は令和4年2月末日としております。

今般、接種年齢が12歳以上に拡大されましたが、仲泊医師との協議では、小児に対す

る安全性の根拠とデータ量の不足から、接種時期については具体的に決まっておりません。

全国的な情報に注視しながら、慎重に検討していく予定でございます。

続きまして、質問の2点目についてお答えいたします。

心の健康対策に関しましては、浦臼町健康増進計画と浦臼町自殺予防対策計画を根拠に、健康相談、講演会、うつスクリーニング、睡眠アンケート、家庭訪問、全戸へのパンフレット配布、中高生を持つ世帯へのパンフレット配布と相談窓口周知等の事業を実施しております。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不安や疲れを感じやすくなっている方が多くいることが予想されたため、町広報へのストレスの対処法や相談窓口の記事の掲載回数を増加するほか、子育て世代の世帯に全件電話訪問を実施いたしました。

1点目の全町民に対する調査につきましては、既存の事業である妊婦相談、うつスクリーニング、睡眠アンケート、高齢者宅への訪問で行う基本チェックリストにおいて、おおよその心の状態の把握が可能であることから、全数調査の予定はしておりません。

家庭訪問や相談事業は、感染症予防対策を行いながら継続実施しております。

また、今年度も時期を見て、子育て世代への電話訪問を実施する予定であります。

2点目の相談体制の仕組みづくりにつきましては、前段申し上げました町広報やホームページにも相談窓口を掲載しております。

各事業を通して相談につながることも多くあるため、今後も一つ一つの事業で丁寧な支援を心がけてまいります。

以上でございます。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

子供の心のケアにつきましては、文部科学省や道教委からの各種通知等において対応が示されており、これらの通知に基づき、学級担任や擁護教諭が中心となり、子供たちの発する小さなサインを見逃すことのないように努めているところでございます。

また、保護者等に対しましては、学校便りや保健便りでの情報提供のほかスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、学校職員の心理面の支援などを実施していることから、また議員の2点目のご質問への町長の答弁にもありましたように、町の保健部局においても子育て世代への対応がなされておりますので、現状におきましては学校職員の負担にも配慮し、新たな取り組みを行う予定はありません。

しかし、コロナ禍が長期化し、終わりの見えない現状においては、必要に応じて継続的に学校と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

ただいまから、昼食のため休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時50分

○議 長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

折坂議員、1番目の再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、ワクチンの接種については、町民の方も大変に関心のある問題ではないかと思えますし、私もたくさん聞きたいことがあります。

ちょっと前後するかもしれないですけども、しっかりお答えいただきたいなという思いでおります。

まず、厚生労働省の専門分科会がファイザー社製のワクチンの接種対象年齢を引き下げた、こういうことを受けて、余市町など後志管内5町村は12歳以上の住民にも接種券を発送したというきのう6月15日の道新の記事も載っておりましたし、空知でも上砂川町が12歳以上の接種を決めたということも聞いております。

あとちょっと前に調べたんですけども、京都府の伊根町というところは人口2,000人余りなんですけど、ここでも12歳以上の接種を決めているということの記事を見まして、ここは年齢を何歳からできるということは市町村の裁量でできるのかなということちょっとお尋ねしたいというか、住民は混乱するだろうなどは考えておりますが、浦臼町の場合は19歳以上と今のところなっているということで、その考え方についてはまた後ほどお聞きしたいと思っておりますが、まずこういう年齢の下限といいますか、それを市町村の裁量でできるという現状についてどう思われますかということですね。

まず、進捗状況を伺ったんですけども、大変スムーズに行われておりまして、高齢者の7割、8割が予約はほとんど終わっているとお聞きをしております、大変ご苦労された結果、皆さんの協力もあってだと思えますけれども、スムーズに進んでいるなと思って聞いておりました。

私がお聞きしたかったのは、全体の対象者が浦臼町の場合、何人いて、その何人のうちの何人が受けられたのかなと思ったんですよね。そのパーセンテージがわかれば、接種率が全人口の40%を超えると終息が見えてくるよということも聞いておりますし、このペースでいけばこの時期ぐらいに終わるのかなという予測もつくかなと思ったので、浦臼町の人口のうちの何人ぐらいが終わったのかなということをお聞きしたいと思いました。

しかし、対象者というところで、19歳以上になるのか、12歳以上になるのかというところで全体がつかめないということでお話はなかったのかなと思うんですけども、1日に何人ぐらいのペースで進んでいるということもわかれば知りたいですね。

いろんな町村でどんどん接種を早めているという記事が載っているわけなんですけれども、浦臼町もこのようにスムーズに進んでいる割には見通し的には令和4年の2月に完了予定という、遅いかなと思ったんですけども、まだ接種を加速するためには計画はどんどん変更されるんだろうなと今は思っていますし、その必要あると思っております。

今の私たちはどういう状態にあるのかということを経験で知ったわけで、7月6日から64歳以下が始まるんだなとかいうことを新聞で知ったわけで、それよりも私はそういう

計画であるということを町の方で町民に公表を早目にさせていただいて、自分が受けたいときはいつぐらいなんだろうというのがわかるような、そういうものを出していただくと安心だなと思いました。

情報提供が今はないという状態でありまして、広報には順番が来たら案内するよというのは、だから安心してください、お待ちくださいというのは書いてあったんですけども、そういう自分がいつごろ受けられるのかというものが前もってわかれば、もっと安心できるのかなと思いますので、今は年代別に予約の開始時期はいつなのか、実施時期はいつなのかというのを公表していただくと少し安心できるのかなと思います。

国の方針もそうですけれど、どんどん方針が変わっていったという状況はこれからも起こり得ると思いますので、ホームページや広報でお知らせをするよということをさっき答弁いただいたので、これは変わることもありだと思えます。

皆さんそれはわかっているので、その点は変更したらそのたびごとに更新すればいいわけですので、現在はこのように進んでいるという今の状況をお知らせいただくのは必要なことかなと思っております。

大体高齢者の接種が今終わったところで、次に基礎疾患のある方になるのかなと思えますけれども、これは申告制になるんでしょうかというところですね。

年齢に関係なく基礎疾患がある方というのは優先されるのでしょうか。接種券が手元に届いていなくても受けたいよということが今言える時期なのかどうなのか、そのところがちょっとアナウンスが欲しいかなと思います。

基礎疾患の定義にしても本当に広くて、慢性の呼吸器疾患であったり、心臓病であったり、糖尿病であったり、がんの方とかいろいろあるんですね。

そこに肥満の方というのも出てくるので、自治体にしてもどのくらいの基礎疾患のある方という人数を把握するのが一番難しいと思うので、これぐらいの期間を基礎疾患のある方に充てるというのを決めるのも難しいのかなといろいろと考えてしまいますので、同時進行を進めるという考え方もあるのかなと、年齢を区切ってやる接種の方法を基礎疾患のある方を優先させながら同時進行でやる方法もあるのかなと思いますが、その辺はどういうやり方でやるというお考えなのか、今の状況を知りたいと思います。

あとワクチンの供給量についてお伺いしたいんですが、先ほど言った京都府の伊根町というところは、12歳以上の対象者1,900人いるそうなんですけれども、ファイザー社製の1,492人分が国から供給されているんですが、注射器の5回分のやつの数なんです、これは人数がね。

それを7回分できるという注射器で打つので、これでも十分賄えると、そういう確保ができたというところでどんどん打っているんですよ。

週末の集団接種が中心のところなんです、もう7月には全町民打ち終わるだろうというところもあるんですよ。

ワクチンさえ十分にあれば、年齢制限なしでどんどん打っていけるのではないかなというところもありますし、ワクチンの供給は十分に今のところ来ているのかどうか、そこもお伺いしたいと思います。

これから若い人もどんどん打つというところになりますと、50歳から64歳の方の2回目と若い人が重なるとか、そういうことも考えられるのかなと思っているんですけど

も、それともきちっと決めて、その年代が終わるまでは次を受け付けないのかとか、もっともっと前倒しでやるのかということですね、そうすると電話予約だと思うんですけども、それは診療所で今やっていますけれども、それ1回線のみでしょうか。

それでつながらなくなるということはないでしょうか。高齢者の場合もそれがあったんですけども、今後はそういう心配はないかどうか。

だから、診療所のみでなく、ほかにもまだ窓口が必要になるのではないかという、そういう検討はされていませんでしょうか。

それから、副反応の件です。副反応は若い人は特に発熱があると聞いているんですけども、その対処方法がさまざま言われていまして、この解熱剤は飲んでではだめだとかいう情報もいろいろテレビやネットから入ってくるわけで、解熱剤を配っている病院などがあると聞いていますので、一体どうしたらいいんだろうとなっていると思います。

ここの診療所の先生の考え方はどうなのかということで、個別の相談でお願いしますということだったんですけども、一般的に熱が出て解熱剤は飲まない方がいいとか、そういう先生の考え方を示していただいて、そういうものをチラシとかで配布していただいて、それに従って、熱が何日以上続いたら連絡するとか、そういう、なぜ個別相談なのかということを知りたいと思います。

一般的な情報ではなくて、なぜ個別相談なのかということですね、そこを知りたいと思います。

ちょっと前後しましたけれども、お答えをお願いいたします。

○議長

答弁大丈夫ですか。

齊藤課長。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

質問項目がたくさんございましたので、もし漏れていましたら、またご指摘いただければと思います。

まず、計画の進捗状況なんですけれども、15日、きのうですね、60歳から64歳の方に対しまして接種券を発送しておりますので、本日皆様のご自宅に届いているのではないかなと考えております。

それとあわせて、基礎疾患ありの方のお話をされていましたが、その方は優先順位高くなりますので、その方につきましてはなるべく早く打って差し上げたいという気持ちがあるので、このたび50歳から59歳の方に通知するのが来週の21日発送する予定でございます。

それで、その下の段階の12歳から49歳がいらっしゃる世帯で基礎疾患がいらっしゃる方に関しては15日付で世帯あてにチラシを発送しておりますので、その世帯に関しては接種券ではなくて、基礎疾患がある方はお申し込みができるので21日から受け付けを保健センターでしますのでどうぞというようなチラシを差し上げています。

計算上は全計画年齢では1,785人ですけれども、現在お年寄りがきょうの午前中も予防接種ございましたので、1回目の終了等もろもろ考えまして、先ほど答弁の中にありました72.7%というのは高齢者の中の割合ですけれども、先ほどの1,785人で割り返すと今のパーセンテージが出るんですが、6月29日、30日と1回目を迎える高齢

者の方もいらっしゃると思います。

その方の申込者を入れたパーセントでいけば、全人口の42.3%が、高齢者だけですけれども、お申し込みになっているという状況です。それが7月21日には2回目終了いたします。

それから、1日何人ずつしているのかというご質問なんですけれども、これにつきましては診療所の先生と話し合いをしながら進めている状況ですけれども、一般外来を同時に進行させながらの診察、接種ということになりますので、午前と午後で行う場合は最大で85名、午前中だけ行う場合は45名が最大定員という形で、高齢者の場合、進めてきております。

昨日、接種券を配布いたしました60代、基礎疾患の方々につきましては、7月6日から接種開始になりますけれども、それにつきましては申込先は保健センターになります。診療所ではございません。その旨明記させていただきました。

それから、7月6日から7月16日までの仲泊先生がいらっしゃる火曜日から金曜日の2週間は1回目としていまして、2回目終了するのが8月6日となっております。

このときに予定している人数が390人でございます。

それから、ワクチンの入荷状況というか供給量につきましては、以前お話しさせていただきましたけれども、5月2日に1箱、5月23日に1箱、月末の6月30日水曜日にもう1箱入ってくる予定ですので、1,645人分のワクチンが浦臼町に入ってくるということになっております。

接種の状況を見ていると、大体打たないという意思を示されている方ですとか、できないという体の状況の方がいらっしゃいます。

お年寄りでは10%ちょっとが大体そのような形でいますので、ワクチン供給量と1,700人というその計画年齢でいくと大体間に合うかなと判断しているところです。

ただ、ワクチンは来てみないと期限がわかりません。5月23日に来たワクチンの期限が9月末になっています。

なので、6月30日に来る期限がいつになるかというのを考えながら、診療所の受け入れ人数が何人だったらできるのかというのを考えながら、それで大体1日の人数ということで割り出して、ご相談しながら町民の皆様にお話しをして周知をしているという状況になっています。

ほかの町ですと、大体接種券を先に郵送して、いつになるかわからないけれども接種券を渡しますというところがたくさんあると存じておりますが、それをしてしまうと浦臼町の方の場合はとても混乱してしまうのではないかとということを以前から私、お話しさせていただいていましたけれども、ということがございますので、ワクチンの入荷日が決まったりですとか、大体どのくらいの人數でどのくらいの期間でということが具体的に決まり次第、町民の皆様には受け付け開始日、接種日等決まった時点での周知という形をさせていただきたいと考えておまして、現状そのような形で進めさせていただいております。

それから、副反応に関しましては、解熱剤の考え方がたくさんいろいろあるのも存じておりますが、成分がこれが入っている方がいい、これが入っていない方がいいというのはたくさん新聞やらインターネット等で出ていますけれども、アメリカの方ではどんなの飲んでもいいですよというお答えが出ているのも承知しております。

ただ、その方の体の状態、治療されている病気の状態によっては、そのお薬を重ねて飲んではいけないというものがございますので、そういった意味で予診をとっているときに、その不安があるのであれば診察のときに先生に直接お尋ねになってくださいということで、現在、お年寄りの方につきましても、たくさんの方々がこのワクチンは熱が出ると聞いているけれども、先生どうしたらいいんでしょうという形で診察のところでお聞きになっていますし、恐らく確認するのが苦手かなという方もいらっしゃいますので、そのときには予診をとった保健師の方で予診票にそれについての質問があるということをも明記した上で、先生に診察を回している状況ですので、中には自分のお家にあるお薬、解熱剤、頭痛薬等をお持ちになって、これを先生、飲んでいいんでしょうかとお確認されている方もいらっしゃいます。

その方の体格ですとか、年齢ですとか、もろもろ考えた上では、そういう具体的な指示を出された方が安心なのではないかなと私も見ていて思ったところです。

なので、一般的な解熱剤の考え方については、飲んでも構わないとしていますけれども、詳細はお尋ねくださいというのがやっぱりいいのかなと考えておりますし、余り無責任にこれを飲んでもいいということは避けたいと判断しているところです。

それから、痛いとかということではれた場合は二、三日冷やして様子を見てくださいということは会場内でお話しさせていただいております。

それ以外のことにつきましては、診療所の方にご面倒でも電話なりでご相談くださいとお話しさせていただいているところです。

以上でよかったですでしょうか。

○5番（折坂美鈴君）

全人口？

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

全人口が1,785人です。

計画につきましては、国の方の指示がございましたので、令和2年1月1日現在の人口を使わせていただいています。予防接種の計画の人口はもっと少なくなります。

よろしいですか。

○議長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

大変詳しくお答えをいただきまして、聞きながら納得をしていった次第なんですけれども、今のようなお答えを町民の方につまびらかに出していただけたらいいのかなと思ったんですね。

発熱に対する不安についても、予診のときにきちんと相談できる時間があるということですね、浦臼町の場合はですね。

だから、そこに聞くのが一番であると、先生に相談するのが一番であるという今のお話で安心したんですけれども、チラシなどで一般的な情報を流すよりも個別に相談した方がそれぞれの状態に合った答えがいただけるというところで、そういうこと、それから細かく年代を浦臼町の場合は区切ってあって、それは町民が混乱しないように配慮するという

ことだと理解をいたしましたし、今からホームページなどで公表するとさっきおっしゃったけれども、これは確定した時点でそれを、ワクチンの期限とかもあるから、1日のできる人数をかんがみながらということでしたので、確定してからホームページで知らせるのかというところですね。

その前にやはりどんどん変更になるので、計画というのは出せないというところでしょうかね、そこをまずお聞きしたいと思います。

それから、ワクチンというのは先ほどもおっしゃったように、打てない人というのもあるわけで、もちろん希望者のみが受けることができるわけです。

いろいろな事情で打たない選択をする人もいて当然なのでありまして、人に迷惑かけるからそんな勝手に打たないというのはないじゃないかという同調圧力的なものが発生しないように、打たない人を追い詰めることがないように、そこはだれが打った、打たない、もちろんそうでしょうけれど、個別情報は漏れることのないようにしなければいけないのではないかなと思いますし、打たないという選択をする人もいて当然という考え方は皆さんに浸透させていただきたいと思います。

それで、仲泊先生の場合も子供に打つ、例えば妊婦に打つとか、そういうことに対しては非常に慎重な先生であるということもありました。

なので、でも高校生やこども園でもそうですね、クラスターが発生しているのも事実なので、やっぱり打ちたいという保護者の方もいらっしゃると思うんですね。

だから、なぜ仲泊先生が打たないのかというところ、そこは私は強制できないと思うんですよ。

そうですね、市町村で12歳以上できるかというのを裁量で決められるかという質問をさっきしたと思うんですけれど、そこのお答えがなかったと思うんですが、それによって市町村によって受けたくても受けられない人がいるのは困るというところもあると思うんですよ。

なので、うちの病院の先生の考え方はこうだからやらないということはきちんと皆さんにお伝えをして、それでも打ちたい人は打てる道をつけておかなければならないと思いますので、ほかの町村のお医者さんで打つような形もできるのかなと思いますから、そういう方に対しては接種券を発行するよとか、今検討する段階だと思いますけれども、仲泊先生の考えで子供には打ちたくないという、エビデンスがないからという、その考え方を尊重するのも私はありかなと考えております。

浦臼町として、12歳以上、19歳未満ですか、その部分をどうするかという方針についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

年齢的に12歳以上をやらないという選択はないと思っていますし、当然やるべきだという考えでいますので、仲泊先生の考え方を尊重するというお考えも今いただきましたけれど、先生も絶対やらないとまだ言っているわけではありませんので、基本的にそういう考え方を今持たれているということですので、他の市町村でどんどん接種が進めば、また

別の考えをお持ちになっていただけると期待をしておりますので、先生との協議を続けさせていただいて、基本的には現状のやり方を続けていきたいと思っておりますし、もしできなければ別の方法ということで、必ず12歳以上の方が希望すれば接種できる形には持っていきたいと考えています。

○議 長

それでは、2番目の再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

心のケア対策について、大変丁寧な支援がされているということを答弁をお聞きして思いました。

子育て世代の世帯にも全件電話訪問を実施しているということで、きちんとそれは救えるのではないかなと思ったんですが、私はコロナは有事であるという考え方に立ってまして、もう2年目になりますし、今は浦臼町は感染者もいませんし、ワクチンが進めば全国的にも終息していけばこのままでいいかとも思うんですが、オリンピックがありますし、もう絶対やると言っていますし、インド株の拡大が顕著になってきている、これはワクチンの効果があらわれない、こういうことになってくると、まだまだ続くのかもしれないという、そういう懸念もあるわけで、先ほど静川議員がおっしゃったスペイン風邪、あれも終息するまでに3年かかったと聞いております。

有事であるとの考え方として、そういう制約のある生活を私たちは何年も続けていることによって、精神的にどのようなようになっていくのかということ調査するということは今後の有事の場合の対策にもつながるのではないかなと思ったので、データとしてそういう調査を残したらいいのではないかなと思ったので、全町での検査はどうかと提案をいたしましたし、浦臼町には佐々木竜二先生とおつき合いあると思うんですけれども、その先生に監修をしてもらうなり何なりで精神的なケアをどうしたらいいかというデータになるのかなと思いますので、現在浦臼町民がどのような心の状態であるかというのはぜひ見てみたいかと私は思っています。いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おっしゃることは重々わかる場所なんですけれども、今現在コロナ対策の真ただ中ということで、現状への対応でマンパワーを割いておりますので、ケアの方は先ほどご説明したように、できるところはやっているということでご理解いただきまして、まずは目の前にあるコロナ禍をどう脱却するかというところに職員の力を割いて、今おっしゃられたようなことはその次の段階にもし手をかけられるのであれば、そう進めさせていただきたいと思えます。

今は現状に取り組んでいきたいと思っています。

○議 長

再々質問ありますか。

それでは、3番目の再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私たちはコロナということは本当に初めての体験でありまして、どうしたらいいのかみんな本当にわからない中で、手探りで進んでいる状況でありますし、今はワクチンの接種というところに全力を注いでおられるということは理解をいたします。

今後、でも長引いた場合はどうしたらいいのかというところはまだまだ検討を続けていくべきではないかなと思っております。

それで、3点目はその中でも子供の心のケアはどうなんだろうというところで質問させていただいたんですが、保健部局においてもきちんと対応はなされているというところで安心はしたところですが、情報提供、これはきちんとなされるべきであると思います。

学校便りや保健便りなどの情報提供をきちんとしていただいているというところで、これも安心をしたところではありますが、保健部局や何かでこの家庭はちょっとという、そういう情報があった場合に、きちんと教育委員会と連携して、つながっていているのかというところをお聞きしたいなと思うのです。

教育委員会というのは、やはり子供が活動的にこれからの社会につながりを持ち続けていけるようにしなければならないところなので、情報が入って、その後の対応はどうするのかというところは教育委員会だと思うので、そこはきちんとこういう場合はこうしようという計画はなされておくべきだと思います。

子供のサインについては本当にわかりづらくて、食欲がなくなったりだとか、寝つきが悪くなったり、それからトイレに何回も行ったり、アレルギー症状が強まったりとかいろいろあるそうであります。

ほんのちょっとのサイン、これを見逃さないようにするのは専門的な知識を持った人の助言も必要でしょうし、日ごろ接している先生たちはすぐに感じられるところではないかと思いますが、子供の権利条約がありまして、子供の意見の尊重というところが一番重要だと思っております、子供が自分に関係のある事柄について自由に意見をあらわすことができる状態にしなくてははいけませんよね。

大人はしてあげているのではなくて、子供がちゃんと意見を言えるという状態にしてあげて、その発達に応じてちゃんと考慮してあげなければいけないというのは大人の責任であると思っておりますので、その点の配慮をいただきながら、そういうお子さんがいらっしまった場合の対策、これはきちんと考えていらっしやいますでしょうか。

○議長

答弁をお願いします。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、小学生につきましては、やはり低学年につきましてはみずからぐあいが悪い、調子が悪いということはなかなか発信できない、周りが気づいてあげなければいけないというところで、先ほども申しましたけれども、うちの学校につきましては少人数というところに低学年についてはさらに加配の職員を配置しているということで、日ごろのいろんな状況の変化を見逃さないようにということで職員についても全力で当たっているところであります。

中学生ぐらいになりますと、今度は1人で抱え込まないでみずから困ったときには相談してねという、そういった指導が大切になってくるのかなと思っております。

それから、保健便りにつきましても、例えば小学校につきましては月に2回ぐらいのペースで保健便りを発行しているという状況になっております。

コロナ、いろいろわからないことはありますけれども、衛生面であるとか、抵抗力をつけるのにバランスのとれた栄養が大切だとか、そういった一般的なことは保健便りで周知されているのかなと考えております。

それから、コロナについては特に今のところありませんけれども、子供について何か保健部局と連携をとらなければいけない、相談しなければいけないという状況があるときには、随時相談をしたり、情報を共有したり、そういう活動は今までもしておりますし、これからもしていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

再々質問というよりも、現状はそういうストレスを大きく感じているという、それによって何か生活に支障を来している生徒はいないと理解をしてよろしいですか。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

お答えしたいと思います。

現状においては、定例で校長会、教頭会の際に我々は情報を校長、教頭等から聞くようなことになるかと思うんですけれども、個別の児童生徒がコロナによってという情報は今のところは入ってきておりません。

以上です。

○ 議 長

それでは、次に発言順位6番、中川清美議員。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

令和3年第2回定例会において、教育長の方に1点質問をさせていただきたいと思いません。

ふるさと野球場改修計画についてでございます。

冒頭、ただいま全世界においてコロナウイルスによるパンデミックに陥り、一刻も早くの終息に向けてワクチンの接種が進められているところではありますが、浦臼町においてもワクチン接種が進められていまして、未曾有の対応の中におかれる関係部署を初め町の迅速な対応に心から敬意を表するところでもあります。

さて、今回、浦臼町のふるさと公園野球場でございますが、この球場については平成4年より使用開始となっております。この間、私の通告によれば補改修がされていないといたしました。若干の認識不足もありまして、小さな補修はされているようですが、大

きな補修はされていないということでもあります。

また、平成29年には落雷がありまして、キュービクルに被害が生じ、そのときに大がかりな修復工事がされているところでもあります。

その間、またこの施設29年が経過をいたしまして、施設においても至るところで自然劣化が見られているところでもあります。

いざ補修となれば、単年度の予算ではなかなか厳しいものと考えるところでもあります。

来年度以降、30年の節目を迎えるに当たり、年次計画を策定し、順次補改修が必要と考えるが、教育長の所感を伺いたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと運動公園野球場は、町民の健康の保持増進と体力の向上を図る目的として、平成4年7月に竣工し、ことしで30年目を迎えるところでございます。

野球場の概要等については細かくご説明はいたしませんですが、両翼92メートル、センター115メートルの広さと電動リモコン式スコアボード及び表示灯、さらにナイター照明が完備された施設でございます。

子供から成人までの年代が利用可能な球場として、町野球連盟加盟チームを初め、札幌近郊の中学生硬式チーム、空知管内の高校野球部や社会人チーム、ソフトボール協会など数多くの団体にご利用をいただいております。

さて、ご質問の野球場の整備、補修計画についてですが、過去の補修等の実績としては、バックネットの補修工事、スコアボードの塗装工事及び内野の土の入れかえなど適宜実施してまいりました。

また、平成29年度には落雷被害により電源系統及び照明灯の復旧工事を行ったことは記憶に新しいところでございます。

利用開始から約30年の年月がたち、観客席フェンスにはさびが目立つ状況を認識しておりますが、目視による折れ曲がりなどはないものと確認をしています。

しかしながら、経年による劣化から破損の可能性は否めないと考えます。

また、外野等の格子フェンスにつきましては、積雪の影響によりゆがみが生じている箇所も見受けられ、改修の必要性はあるものと考えております。

施設の改修につきましては、内容や時期、改修に係る費用と町の財政状況を勘案しながら、施設のあり方も含めて整理してまいりたいと考えております。

今後とも施設の一層の利用促進に努めるとともに、町民各位のご理解とご協力をいただきながら、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

再質問ありませんか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

ただいま答弁をいただいたところなんですけれども、その都度小さい整備はされているということでもあります。

また、ちょっと私がなぜこの質問をしたかということに触れたいと思いますが、私もこの3月までに浦臼町の野球連盟の会長をしております、年間やっぱり3回か4回、球場で大会を開催してきているところでありました。

その中で、いろいろ球場、観客席だけずっとダークアウトだとか放送室だとか、その都度見させていただいたところでもあります。

その中に非常に私、大変危ないと思ったのは、観客席の内野のところのフェンスなんですよね。

答弁によりますと、観客席にフェンスにはさびが目立つ状況を認識していると。目視による折れ曲がりなどはないものと確認しているということであるんですけれども、私が見てきた以上には、コンクリートとフェンスのところの境目のフェンスがさびて穴があいてぼろぼろなんです。

もし、あそこに大人が3人、4人、よしかかったとしたときに、もう下のコンクリートの地際のところで穴があいていて、非常にあれ倒れたりするともう3メートル、4メートル下に転落というように非常に危険な状況で、今すぐ使えるかということ、ちょっと疑問も感じるようなところがあるんです。

恐らく、外から見て目視してさびているなというような程度だったのかなと考えるところなんですけれども、非常にこれは命の危険にも関する大変な事態だと私は認識をしているところでありまして、再度しっかりと足を踏み入れて、確認をしていただきたいと思っていますところでもあります。

また、電光掲示板もありますが、あれも以前大分故障して使えない状況だったんですけれども、同じボードがよその町の球場にあったということで、その部品を分けていただきまして、何とか今は使っているわけなんですけれども、残念ながらまだ完全に直っているような状況ではありません。

これから6月からまたコロナの状況にもよりますが、町内の大会も企画されているところでもありますし、また町外の方からもいろいろなナイター施設も使いながら、来ると思われますが、しっかりとそこでもう一度確認の作業等をしていただいて、もし、そういう箇所があればではないですね、あるんです。

だから、しっかりと早急に整備計画を出していただきたいなと思いますが、教育長の考えはいかがでしょうか。

○議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会といたしましても、この野球場につきましては、本町にある数少ないスポーツ施設のの一つで、本当に大切に町民のために有効活用をしていかなければいけない貴重な資源だと考えております。

今、議員から再質問ありまして、危険だと議員の目からは見えるということでございますので、そこら辺はちょっと再確認をさせていただきたいと思います。

ただ、施設全体の改修ということになりますと、予算の要望段階、あるいは5年ごとの普通建設事業等々で町側と話題には出るんですけども、なかなか費用が莫大にかかるということで、やっぱり全面的に改修等をするには特定財源が必要かなというところで、特定財源につきましては今浦白町の公共施設等総合管理計画というのが全体計画を策定して、さらに個別の施設について計画を立てなければ、特定財源が得られないような全国的な仕組みになってきておりますので、そこら辺の計画の策定の段階において、町と十分協議をして、進めたいと思っております。

ただ、いかんせん、やっぱり実際に生活に必要なインフラの整備だとかそっちの方がどうしても限られた財源の中で優先しなければいけないという状況もわかりますので、町と十分協議をした中で進めていきたいと思っておりますし、もし危険な箇所があるのであれば、その部分に限っては早急にとということで要望もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

ただいま答弁いただいたところなんですけど、非常に本当にスピードの遅いやり方だなというのが実感ですね。

私が見てきたところによると、本当にもう危ないんですよ。フェンス倒れてもう三、四メートル転落するということになったら、本当に命の問題にかかわることなので、そんな悠長なことを言っているような場合ではないと思います。

しっかりとここは再質問として、いつまで目視の検証をしていただけるか、その日にちまでしっかりと出していきたいなど、それぐらい非常に危険な仕様についての極めて危険度の高い、インフラよりも生命の方が重視されるべきだと私は思います。

再質問としましては、いつまでにその結果を出せるのか、これは本当に大事なことで、期限を決めさせていただきたいと思っております。いつまでにやっていただけるのでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。できますか。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

お答えをさせていただきます。

まず、お金がかからない我々による目視点検であればすぐにでも実施したいと考えております。

ただ、そこでもし修繕の必要があるということであれば、予算要求もしなければいけませんし、予算をつけていただけるかどうかという町との話し合いもありますので、そこら辺はいつまでということではできませんけれども、本当にもし危険であれば、そこに立ち入らないという対策も一時的にとることはできますので、そのような対応は早急にとっていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、休憩といたします。

再開時間を2時30分といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時28分

○議長

それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第2号

○議長

それでは、日程第6、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の3ページをお開きください。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましても、地方自治法施行令の規定により、5月31日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

令和2年度一般会計に係る繰越明許費繰越計算書でございます。

まず初めに、2款総務費、1項総務管理費、事業名、高度無線環境整備推進事業いたしまして、金額1億2,500万円、翌年度繰越額は同額の1億2,500万円でございます。いわゆる光ファイバーの整備に係る事業でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして4,739万円、地方債、過疎対策事業債といたしまして6,650万円、一般財源1,111万円でございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営農地整備事業（経営体育成型）負担金といたしまして、金額1,395万円、翌年度繰越額は1,020万円でございます。財源内訳につきましては、その他、道補助金といたしまして892万5,000円、一般財源127万5,000円でございます。

以上、2事業につきましては、令和2年度浦臼町一般会計補正予算第13号におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

続きまして、7款土木費、3項住宅費、事業名、社会資本整備総合交付金事業といたし

まして、金額 6 億 3, 3 1 4 万 6, 0 0 0 円、翌年度繰越額は 3 億 6, 7 7 4 万 1, 0 0 0 円でございます。こちらは公営住宅ひばり団地建替事業に係るものとなってございまして、財源内訳につきましては、国庫支出金といたしまして 1 億 3, 8 1 1 万 2, 0 0 0 円、その他公共施設建設基金繰入金でございますが 1 億円、一般財源 1 億 2, 9 6 2 万 9, 0 0 0 円でございます。

本事業につきましては、令和 2 年度浦臼町一般会計補正予算（第 1 2 号）におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。翌年度繰越額合計につきましては 5 億 2 9 4 万 1, 0 0 0 円となっております。

以上が、報告第 2 号の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第 7 報告第 3 号

○議 長

日程第 7、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案書の 5 ページをお開きください。

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和 2 年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項により報告する。

令和 3 年 6 月 1 6 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容を報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

ここにある事業につきましては、令和 2 年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。

1 款下水道費、事業名、石狩川流域下水道事業としまして 1 5 2 万 8, 0 0 0 円、翌年度繰越額は 2 万 4, 0 0 0 円でございます。財源につきましては一般財源 2 万 4, 0 0 0 円でございます。

以上が、報告第 3 号の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告については報告済みといたします。

◎日程第8 報告第4号

○議 長

日程第8、報告第4号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の7ページをお開きください。

報告第4号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年6月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法の規定により、浦臼町土地開発公社に係る令和2年度事業報告及び決算報告、並びに令和3年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

本報告案件につきましては、報告書として配付させていただいておりますことから、要点についてのみご説明させていただきます。

初めに、令和2年度の事業及び決算状況をご説明申し上げます。

別冊、令和2年度事業報告書及び収入支出決算書の1ページをお開きください。

当年度の事業につきましては、平成28年度より分譲を開始いたしました旧田宮団地分譲事業のうち、残る1区画の分譲募集を行いました。成約には至らなかったものでございます。

また、浦5分譲地事業につきましては、分譲予定地として保有しております未成土地につきまして、浦臼町実施の町道南2丁目線道路改良舗装事業の道路用地として、一部分筆の上、売却してございます。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては2回の開催となっており、内容につきましては報告書記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと思います。

続きまして、決算状況をご説明いたしますので、次のページをお開きください。

浦臼町土地開発公社決算報告書の（1）決算運用書をごらんください。

収入決算額につきましては、前年度繰越金、町道南2丁目線道路改良舗装事業道路用地に係る未成土地売却収入、受取利息を合わせまして754万66円でございます。

次のページをお開きください。

支出の執行額につきましては、人件費及び経費を合わせました一般管理費と繰越金を合わせまして、収入決算額と同額の754万66円でございます。

詳細につきましては、次ページ以降の損益計算書、貸借対照表、財産目録、出資金明細表、キャッシュフロー計算書をご高覧いただきたいと思います。

続きまして、令和3年度事業計画及び収入支出予算についてご説明申し上げます。別冊、令和3年度事業計画書及び収入支出予算書の1ページをお開きください。

令和3年度の事業計画につきましては、(1)旧田宮団地分譲事業計画といたしまして、1区画の宅地分譲事業を計画してございます。

金額並びに分譲地の概要につきましては記載のとおりでございますの、ご高覧いただきたいと思います。

次に、3ページをお開きください。

令和3年度浦臼町土地開発公社収入及び支出予算でございますが、今年度の予算額は総額898万7,000円を計上してございます。

次のページをお開きください。

資金計画書の収入につきましては、前年度繰越金、事業収入といたしまして完成土地売却収入及び事業外収入を合わせまして、合計898万7,000円を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出につきましては、事業費及び公社の運営経費であります一般管理費のほか予備費、繰越金を合わせまして、収入と同額の898万7,000円を計上してございます。

人件費並びに経費明細書につきましては、6ページに記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、概要をご説明申し上げます。浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第4号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については報告済みといたします。

◎日程第9 議案第24号

○議 長

日程第9、議案第24号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹(城宝睦己君)

議案第24号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)。

令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,833万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,445万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月16日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。

主なものについてご説明させていただきます。

2款総務費、1項5目公共施設管理費、補正額40万円の追加でございます。晩生内地区コミュニティセンターにつきましては、JR線路と近接していることに伴い、施設利用者の安全確保を目的とした鉄製の格子フェンスを隔壁として設置しておりましたが、昨冬の大雪により一部倒壊したものでございます。既にJR札沼線が廃線となっておりますことから、復旧は行わず、撤去に係る工事請負費を計上するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額88万円の追加でございます。12節委託料におきまして、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、車両内に噴霧することにより抗菌、抗ウイルス等の効果が長期間持続するとされております抗菌加工処理を外部委託する経費を計上するものでございます。対象車両につきましては、スクールバス2台、福祉バス、町営バスの計4台でございます。

5項1目選挙管理委員会費、補正額95万円の追加でございます。17節備品購入費につきまして、選挙執行時における新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、投票所におけるソーシャルディスタンスの確保及び開票所における開票事務従事者の減員による密の回避に資するため投票記載台6台及び投票用紙計算機3台の購入費を計上するものでございます。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費、補正額9万円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、国の新型コロナ対策として令和2年度に実施されました子育て世帯への臨時特別給付金に係る給付金本体及び事務費補助金のそれぞれにつきまして、年度終了に伴い実績に基づき不用額を歳出予算より返還するものでございます。

6目子育て支援費、補正額106万4,000円の追加でございます。国が新型コロナ対策として新たに打ち出しました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうちひとり親世帯以外分の給付に必要な経費を新規に計上するものでございます。制度内容につきましては、給付要件を満たす世帯からの申請に基づき児童1人当たり5万円を給付するものとなってございまして、周知並びに申請の受け付けに必要な事務費のほか対象児童21名の給付を見込み各施設へそれぞれ計上するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額99万5,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に係る65歳以上の高齢者の接種率につきまして、現在における接種の進捗状況を考慮した場合、接種計画策定時の接種率を上回ることが想定されることから、予算不足が見込まれる通知書等の発送に要する郵便料並びに医療機関等に対する接種委託料をそれぞれ追加計上するものでございます。

3項1目診療所費、補正額456万4,000円の追加でございます。10節需用費につきまして、歯科診療所に設置しておりますレントゲン用サーバーのハードディスクドライブ3機の更新に要する修繕料を計上するものでございます。17節備品購入費につきま

しては、町立診療所に電子カルテシステムを新たに導入するための機器購入費を新規計上するものでございます。財源につきましては、医療施設等設備整備費補助金の活用に向けて協議中となっており、補助金の交付決定を受け次第、財源更正を予定してございます。

次のページをお開きください。

5款農林水産業費、1項8目基幹水利施設管理費、補正額290万円の追加でございます。5月14日開催の第3回臨時会に上程し議決賜りました補正予算第2号におきまして、浦臼第1揚水機場の点検において、変圧器に不具合が発生しているおそれがあるとの指摘を受けたことに伴い、所要の対応を行うため予算の組みかえを行ったところでございますが、その後の調査点検におきまして、変圧器に異常がないことが確認されているところでございます。このことから、補正計上いたしました高圧充電設備更新工事の施工が一部不用となり当年度の基幹水利施設管理事業の補助事業額を有効に活用するため、揚水機場整備工事に所要の予算を追加計上するものでございます。今回追加する整備工事の内容につきましては、当初予算において計上しており、補正予算第2号において全額を減額補正といたしました1号機電動機分解整備工事、オートストレーナ分解整備工事の2工事を改めて施工するための工事請負費でございます。

なお、今後不測の事態が生じた場合に対応するため、今回の追加計上に対する減額計上は行わず、事業終了後の補正予算において事業費の精査を行うものいたします。

8款消防費、1項3目災害対策費、補正額100万円の追加でございます。10節需用費につきましては新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、アルコール消毒液のほか消毒作業用資材等の感染防止対策用品の調達に要する消耗品費となっております。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額50万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、北海道に対する新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言等の発令に伴う往来自粛要請に基づき、延期などの対応をとっております町立学校における修学旅行等の校外学習について、旅行直前でのキャンセルや行程変更に伴うかかり増しの経費を町負担とし、家庭の負担を軽減するため、小中学校両校に対する負担金を見込額にて計上するものでございます。

2項2目スクールバス運営費、補正額158万8,000円の追加でございます。10節需用費につきましては、スクールバス2台に装着使用されておりますホイールの摩耗に伴い、安全な運行のため更新が必要となったことから、夏用及び冬用のスチールホイール計24本の購入費を消耗品費に追加計上するものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、バス乗車時における密の回避のため、スクールバスを増便して対応しているところでございますが、福祉バスが他の事業等により使用できない場合などにおいて、別途バス借り上げによる対応とするため、借上料を追加計上するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額50万円の追加でございます。小規模災害復旧工事につきましては、昨冬の大雪による河川の河岸復旧工事等が生じたことに伴い、現在規定予算のほぼ全額が執行済みとなっているところでございます。このため今後の小災害の発生に備え、必要な工事請負費を14節に追加計上するものでございます。

次のページをお開きください。

2 項 1 目その他公共施設災害復旧費、補正額 1 0 0 万円の追加でございます。1 4 節工事請負費につきまして、昨冬の大雪に伴う雪害により破損した公共施設 2 施設の復旧に要する経費を計上するものでございます。

歳出合計 1, 8 3 3 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正の財源につきましては、現時点におきまして一般財源による措置としてございますが、令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しており、交付金事業の実施計画の策定後、補正予算において財源更正を行う予定としてございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6 ページをお開きください。主なものについてご説明させていただきます。

1 4 款国庫支出金、1 項 2 目衛生費国庫負担金、補正額 9 0 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といたしまして、医療機関等に支出する接種委託料部分に対する負担金となっております。全額が国庫負担となるものでございます。

2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額 1 0 6 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金といたしまして、町が主体となり給付を行う子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する補助金でございます。給付金本体のほか給付に要する事務費の全額が補助対象となるものでございます。

3 目衛生費国庫補助金、補正額 8 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金といたしまして、ワクチン接種の実施に要する市町村事務費に対する補助金でございます。補助率は 1 0 分の 1 0 となっております。

2 1 款繰入金、1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 1, 5 5 7 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同額の 1, 8 3 3 万 5, 0 0 0 円の追加となっております。

以上が、議案第 2 4 号 令和 3 年度浦臼町一般会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

歳出の方の総務費で、晩生内のコミセンのフェンスの撤去作業についてお伺いしたいと思っておりますけれども、全部が倒れたわけではないよね。一部が壊れてて、それを今回全部撤去するのかなと思うんだけど、そうするとどうします。安全上、鉄道は通っていないんだけど、J R の方に向かって結構ながけとは言わないけれども、落ちたりしてるんですけど、そこら辺の補修とか安全上とか何かやるのかな、それについてお伺いします。

○ 議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

今のところ、まず全部撤去をしてということしかちょっと考えておりませんので、一応住民組合長さんとお話をしたんですけれども、一応撤去という形でお話をさせていただいていますので、一応全か所撤去でお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

○3番（柴田典男君）

希望としては、やっぱり小さい子供が来ると、やっぱりJR側に向かって危ないと思うんですよ。急に落ちる。ここにフェンス、わかるかな。

だから、とりあえず安全上、撤去するだけだとは思いますが、将来的に広く更地にする方が一番安全だというのはありますので、その辺町長にもちょっと希望しておきたいなと思います。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

現地を詳細に見ておりませんので、ちょっとお答えできかねるところはありますけれど、危険というのは鉄道のわきの側溝に当たる部分が危険だということでしょうか。

○3番（柴田典男君）

こぶしがこの高さだとすると、鉄道の高さこちら辺で、こうやって、こうで、そのフェンスが壊れたので、多分、撤去するんだけど、ここに向かって何もわからない人だと落ちるぐらいの落差はある。だから。

○町長（川畑智昭君）

ちょっと現地見直してからの話になりますけれど、ちょっと側溝的な役割を果たしている部分だとしたら、ただ埋めるだけではだめということにもなりかねませんので、ちょっと改めて確認します。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

今、線路等ありまして、いずれ撤去するかと思うんですけれども、そのときにいろいろちょっと検討とかして、整地するかどうかわからないんですけれども、その辺をちょっといろいろ考えて協議させてもらいたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

13ページ、その他公共施設の災害復旧費で100万円上がっています。お話聞くと、雷による被害と田空の屋根修理と上がっていますが、田園空間については指定管理がかけられていて、たしか除雪2回も含めて契約の内容だと思うところですが、そのことと

雪の被害という点で、結果的に雪被害だとするのか、除雪費用を見つつも、そのことをやりながらも被害が出たのか、その点でちょっとお尋ねをいたします。

また、被害の部分はどこのどういう状況の被害なのか。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今回、その他というところで2カ所出ておりますけれども、まず石づくり倉庫の屋根の部分、天井、一番上の方のところの部分、本来であれば下は指定管理者で除雪していますので、雪が落ちれば何ともないんですけれども、今回雪が降り続いたタイミングがありまして、雪が落ちない状況で暖気を迎えて、凍って、さらにまたそれに雪が積もってというところで、一番てっぺんのところが氷の重さで引っ込んでしまったということで、その修繕が1カ所、それと加工研究センターのところにあります電線、これ落雷ではなくて、これも落雪によって加工研究センターの方に行っています電線が切れたので、その補修なんですけれども、今後落雪の被害を受けないようにするために、別の電柱を1本立てまして、引き込みで落雪の被害に遭わないような形で作り直していることで、今回2件上げさせていただいております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第24号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号

○議 長

日程第10、議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案書の8ページをお開きください。

議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料の1ページをお開きください。

第24条では、町民税均等割非課税基準の計算に用いる扶養親族から国外に居住している親族のうち30歳以上70歳未満の者を除く旨の改正を行っております。

第34条の7では、特定公益増進法人に対する寄付金のうち出資に関する業務に充てることが明かなものを寄付金税額控除の対象から除く旨の改正を行っております。

2ページをお開きください。

第36条の3の3では、公的年金受給者の扶養親族申告書を提出すべき場合の要件について改正を行っております。

附則、第5条では、町民税所得割非課税基準の計算に用いる扶養親族から国外に居住している親族のうち、30歳以上70歳未満の者を除く旨の改正を行っております。

3ページをお開きください。

附則、第6条では、医療費控除におけるセルフメディケーション税制について5年間延長する旨の改正を行っております。

附則、第10条の2では、特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に定める雨水貯留浸透施設について、固定資産税の特例割合を3分の1に定める条文を追加しております。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

議案の9ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

第1条で施行期日を定めております。

第2条で町民税に関する経過措置を定めております。

以上が、議案第25号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第25号 浦臼町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

○議 長

日程第11、議案第26号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案書10ページをお開きください。

議案第26号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

浦臼町手数料徴収条例（昭和51年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことによる改正でございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料4ページをお開きください。

別表から（9）個人番号カードの再交付を削除するものでございます。

法施行後の令和3年9月1日以降も個人番号カードの再交付手数料を徴収することに変更はありませんが、地方公共団体情報システム機構からの受託による徴収に位置づけが変わることから、町の手数料条例から規定を削除するものでございます。

議案11ページにお戻りください。

附則、この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上が、議案第26号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

ちょっと今の説明をもう 1 回、教えてほしいんだけど、もし今度再交付したいとする場合、払う相手が浦臼町ではなくて違う団体になりますよという説明かなと思うんですけど、もう一度その団体名を教えてください。

○ 議 長

中田課長。

○ くらし応援課長（中田帯刀君）

柴田議員の質問にお答えいたします。

地方公共団体情報システム機構でございます。いわゆるジェイリスと呼ばれている団体でございます。

こちらの方に現在も支払っているんですけども、現在の仕組みは町の方の条例で定めて町で歳入計しまして、それを歳出でも予算を組んでジェイリスの方にお支払いしているんですが、ことしの 9 月 1 日からは歳計外の方で町で受け取るんですけども、歳入歳出ではないところの歳計外の方にお金を入れておきまして、そちらの方からジェイリスの方に直接支払うという形になりますので、町民は払うものは払うということで、取り扱いが町民の視点からは変わらないということになっております。

以上でございます。

○ 3 番（柴田典男君）

結局、あれだよ、窓口で再交付のお願いはできるんだけども、それで手数料も同じように払いますよ。ただ受け取りは町でしませんよ。そっちの団体の方に行くんですよということで理解でいいですか。はい、わかりました。

○ 議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 26 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第 26 号 浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 12 議案第 27 号

○ 議 長

日程第 1 2、議案第 2 7 号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○くらし応援課主幹（早坂隆広君）

議案書の 1 2 ページをお開きください。

議案第 2 7 号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年浦臼町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 1 6 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴う改正でございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の 5 ページをお開きください。

第 4 2 条第 4 項第 1 号の改正につきましては、同条第 1 項第 3 号を適用しないことができる場合として、児童福祉法第 2 4 条第 3 項を同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読みかえて適用する場合を明記する改正となっております。

また、第 4 2 条第 5 項の改正につきましては、所要の文言改正となっております。

議案書 1 3 ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第 2 7 号についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 2 7 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第27号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第28号

○議 長

日程第13、議案第28号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○くらし応援課主幹（早坂隆広君）

議案書の14ページをお開きください。

議案第28号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月16日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う改正でございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の6ページをお開きください。

改正条例案第1条でございます。第6条第1項及び同項第3号におきましては、教育及び利用乳幼児の用語につきまして、定義範囲の改正をするものでございます。

また、同条第5項におきましては、所要の文言改正となっております。

7ページをお開きください。

改正条例案第2条でございます。令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定等にあわせて利用者の利便性の向上及び障がい福祉サービス事業者等の業務負担軽減のために諸記録の作成、保存、利用者等への説明、同意などのうち書面で行うものについて、電磁的方法により行うことができる規定を加えた改正となっております。

議案書15ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

以上が、議案第28号についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第28号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第14 所管事務調査

○議 長

日程第14、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎日程第15 議員の派遣について

○議 長

日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和3年第2回浦臼町議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時18分